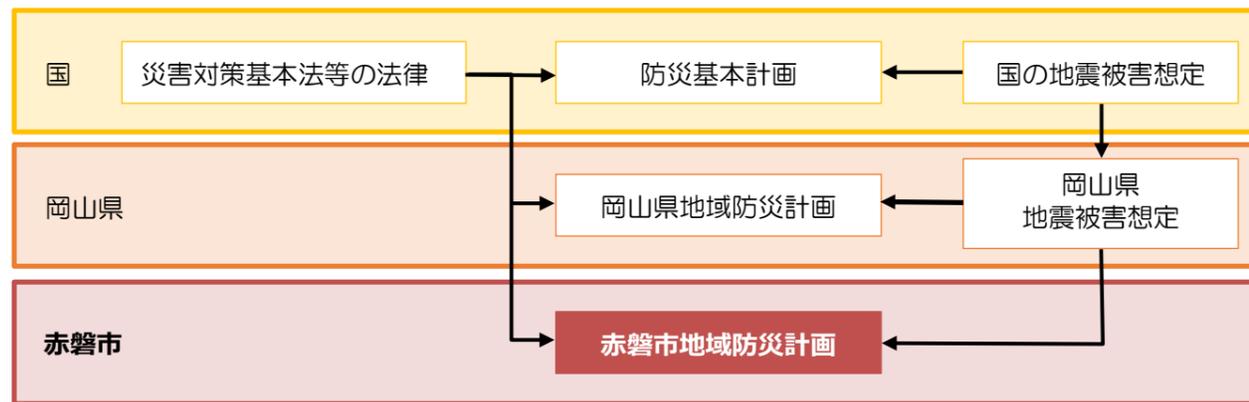


赤磐市地域防災計画とは？

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、赤磐市防災会議が、市の地域に係る関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものです。
これを効果的に活用することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的としています。

◇計画の位置付け



地域防災計画の構成

赤磐市地域防災計画は、計画の方針についてまとめた「総則編」、災害時に行うべき対応について、台風や豪雨などを対象とした「風水害等対策編」、地震災害を対象にとりまとめた「地震災害対策編」、赤磐市の水防対策をとりまとめた「赤磐市水防計画」で構成しています。また、計画に関連する資料、様式などを「資料編」として整理しています。

◇計画の構成

編	主な内容	
第1編 総則	計画の目的及び基本理念や、市の概況について示しています	
第2編 風水害等対策編	災害予防計画	災害に備えて、市をはじめとする関係機関や住民が事前に行う対策について示しています
	災害応急対策計画	災害発生直後からの応急対策を示します
	災害復旧・復興計画	応急対策後の災害復旧・復興に係わる事項を示しています
第3編 震災対策編	総則	過去に発生した地震履歴、被害想定などを示しています
	(風水害等対策編と同じ構成)	震災対策について示しています
	南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ巨大地震の対策について示しています
第4編 赤磐市水防計画	市の水防体制や水防活動について示しています	
資料編	計画に係る資料、様式を示しています	

修正の概要

- 岡山県地域防災計画（令和4年2月）をもとに修正を行いました。
- 岡山県水防計画をもとに赤磐市水防計画の抜本的見直しを行いました。
- ほかに、時点修正や市の組織体制や配備基準等の見直しによる修正等を行いました。

本計画の見直しのポイントと主な見直し箇所は以下のとおりです。

◇見直しのポイント

見直しのポイント	見直しの概要
1. 関連法令、上位計画の適切な反映	・災害対策基本法をはじめとした災害関連法、防災基本計画の内容を反映している岡山県地域防災計画（令和4年2月）を基本にして反映しました。
2. 水防計画の作成	・岡山県水防計画を基本とした本市の水防計画の抜本的な見直しをしました。
3. 組織体制の修正	・市の現況の防災体制等の状況を適切に反映しました。

◇計画の主な見直し箇所

項目	主な見直し内容	主な計画記載箇所
岡山県地域防災計画の修正および岡山県水防計画を踏まえた見直し	予) 「キキクル」情報について追加	風-第2編第2章第2節
	予) ため池整備について記載内容を県計画との整合を図る	風-第2編第1章第4節
	予) 鉄道災害予防対策及び林野火災対策について県計画との整合を図る	風-第2編第1章第5節
	水) 水防計画の抜本的見直し	水-第4編
災害救助法等、法令関係、上位・関連計画の見直し	予) 盛土による災害防止対策について追加	風-第2編第1章第4節
	応) 積雪による立ち往生対策について追加	風-第2編第2章第12節
	応) 食物アレルギーへの配慮を追加	風-第2編第2章第17節
時点修正や市独自の防災対策の反映など	総) 産業別就業人口の更新	総-第1編第4節2
	総) 就業者・通学者数の更新	総-第1編第4節3
	応) 班員の見直し、配備基準の見直し	風-第2編第2章第1節 地-第3編第3章第1節
	予) 水位周知下水道の指定が無い場合、本市の実情に即した下水道対策に修正	風-第2編第1章第4節

赤磐市の災害特性 総-第1編第4節5 地-第3編第1章第1節、第2節、第3節

本市では、過去に幾度も災害が発生しています。近年の風水害で言えば、平成30年7月豪雨では、本市にも大きな被害をもたらしました。全国でも毎年のように風水害による被害が出ています。また、地震災害では、本市はこれまで震度6弱を超えるような大きな地震動は経験していませんが、今後発生が懸念されている南海トラフ巨大地震においては、最大震度6弱が想定されています。このため、日頃から地震発生時の対応について準備しておくことが重要です。

本市では、指定避難所、指定緊急避難場所や土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域などを地図に表示した赤磐市防災マップを作成し、住民の皆様にお知らせしています。



図 赤磐市防災マップ

災害情報の伝達 風-第2編第2章第10節1

緊急時には、市より以下の情報をお知らせします。市からのお知らせを待たずとも、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとり、危険が予測される区域の外への速めの避難を心掛かけましょう。

◇避難情報の基準

区分	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	「災害のおそれあり」 ○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等 ^{※1} は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保 ^{※2} ）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	「災害のおそれ高い」 ○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ○人的被害の発生する可能性が極めて高い状態となり、地域の状況に応じて、緊急的又は重ねて避難を促す場合 ○必ず発令されるものではない。	「危険な場所から全員避難避難」 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する
【警戒レベル5】 緊急安全確保	「災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）」 ○既に災害が発生している状況 ○必ず発令されるものではない。	「命の危険 直ちに安全確保！」 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

※突発的な災害の場合、市長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、居住者等は、身の危険を感じたら躊躇なく避難することが必要である。

市民の役割

この計画には、住民の皆様の役割も多く記載しています。住民の皆様には、いざというときのために、家庭や事業所で日常からの備えをお願いします。

また、災害が発生した場合には、家族はもとより、近隣の方々と協力して、初期消火をしたり、ご自宅周りの高齢者などにも声を掛け合って避難をしたり、避難所の運営に協力するなど助けあいましょう。

本計画に記載している住民の皆様への役割は、以下のような内容です。

◇主な住民の役割

時期	役割	主な計画記載箇所
1.平常時	「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備しましょう。	風-第2編第1章第9節2
	自主防災組織に参加し、自らも積極的に防災知識の習得や防災訓練などの各種活動に積極的に参加しましょう。	風-第2編第1章第10節2 地-第3編第2章第16節3
	要配慮者の把握、援護体制の確立を図りましょう。	風-第2編第1章第10節2 地-第3編第2章第16節2
	自らの災害教訓の伝承に努めましょう。	風-第2編第1章第12節2
	地域の危険度を理解し、避難先、避難経路、最寄りの医療救護施設を確認しましょう。	地-第3編第2章第16節2
	家庭において、火災予防措置を実施しましょう。 自宅等の耐震診断・耐震改修、家具等の転倒防止対策を実施しましょう。	地-第3編第2章第16節2 地-第3編第2章第16節2
2.緊急時	身の安全を確保するとともに、災害情報の収集及び伝達、出火防止及び初期消火の実施、救助・救急の実施及び協力、避難誘導の実施、負傷者の応急手当及び救護、炊き出しの実施、救助物資の配布に対する協力、要配慮者の支援、自力による生活手段の確保などに努めましょう。	風-第2編第1章第10節2 地-第3編第2章第16節2
	被災者が相互に助け合い、主体的に避難所を運営しましょう。	風-第2編第2章第10節7
	ごみ及びし尿処理業務に自発的に協力し、避難所内のごみの仮置場のごみ整理や飛散・流出の防止等の管理や仮設便所の建設、消毒、管理などを行いましょ。	地-第3編第3章第22節2
3.復旧・復興時	市、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアと協働することにより、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めましょう。また、家具等の再使用により廃棄物の発生を抑制するよう努めましょう。	風-第2編第3章第2節2